

## 基山町自殺対策計画

～いのちを大切にし、みんなで支えあう町を目指して～



基山町イメージキャラクター

キヤマン キヤマル

令和2年3月  
基 山 町

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 統計からみる基山町の自殺の現状

- 1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 自殺者の性別割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 自殺リスクが高い対象群・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 年代別自殺者数の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5. 自殺の原因及び動機・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6. 自殺者における自殺未遂歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第3章 計画の基本方針

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第4章 自殺対策の取組

- 1. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第5章 計画の推進体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2. 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 【資料編】

- 1. 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2. 基山町自殺対策推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3. 基山町自殺対策計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

### 1. 計画策定の背景

---

平成10年以降の日本の自殺者数は、毎年3万人を超える水準で推移していました。このため、国は、平成18年に自殺対策基本法を施行し、自殺対策に関する基本理念を定めたことで、自殺は個人の問題から社会的な問題と捉えられるようになりました。平成19年には、自殺総合対策大綱が閣議決定され、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。これらの法整備等により、こころの健康づくりをはじめ、様々な施策が取り組まれたことや、社会経済状況の変化から、平成22年以降は自殺者数が減少傾向となりました。

しかし、いまだに毎年2万人を超える方々が自殺により亡くなっています。その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、過労、生活困窮、いじめや孤立、育児や介護疲れなど多種多様な社会的要因が潜んでいます。様々な悩みが原因で追い詰められたうえ、家族や社会とのつながりの希薄化や自己肯定感の喪失により、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまい、多くの方が自ら「いのち」を絶っています。こういった状況は他人事ではなく、誰にでも起こり得るものです。そのため、自殺対策は生きるための包括的な支援として、社会全体で取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中、平成28年4月には、自殺対策のさらなる強化のため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を策定することとなりました。

本町でも、こうした動向を踏まえ、自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、地域の特性にあった自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「基山町自殺対策計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

### 2. 計画策定の趣旨

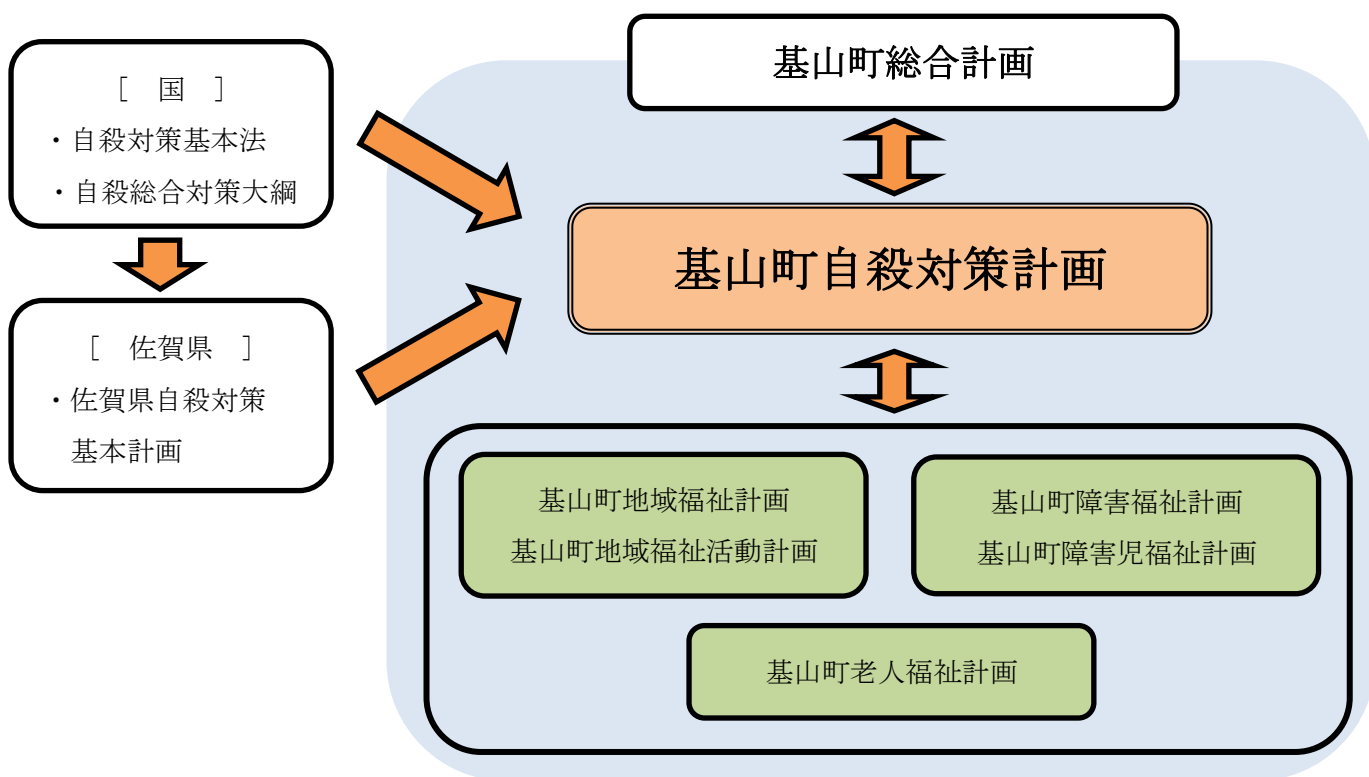
---

本計画では、町民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、行政、地域、学校、職場、関係機関等が一体となって自殺対策に取り組むことで、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やし、みんなで支えあいながら、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される計画となります。自殺総合対策大綱の基本理念に基づき、「いのちを大切にし、みんなで支えあう町」の実現を図るための基本的事項を示し、推進に必要な施策を明らかにするものです。

自殺を防ぐためには、さまざまな分野の施策と連携する必要があります。そのため、「第5次基山町総合計画」を上位計画とし、「第2期基山町地域福祉計画・第2期基山町地域福祉活動計画」、「第5期基山町障害福祉計画・第1期基山町障害児福祉計画」及び「第4期基山町老人福祉計画」等の本町関連計画との整合を図っていきます。



### 4. 計画の期間

本計画は、国の自殺総合対策大綱及び町の上位計画並びに本計画の関連計画との整合性を図るために、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行う方針とします。

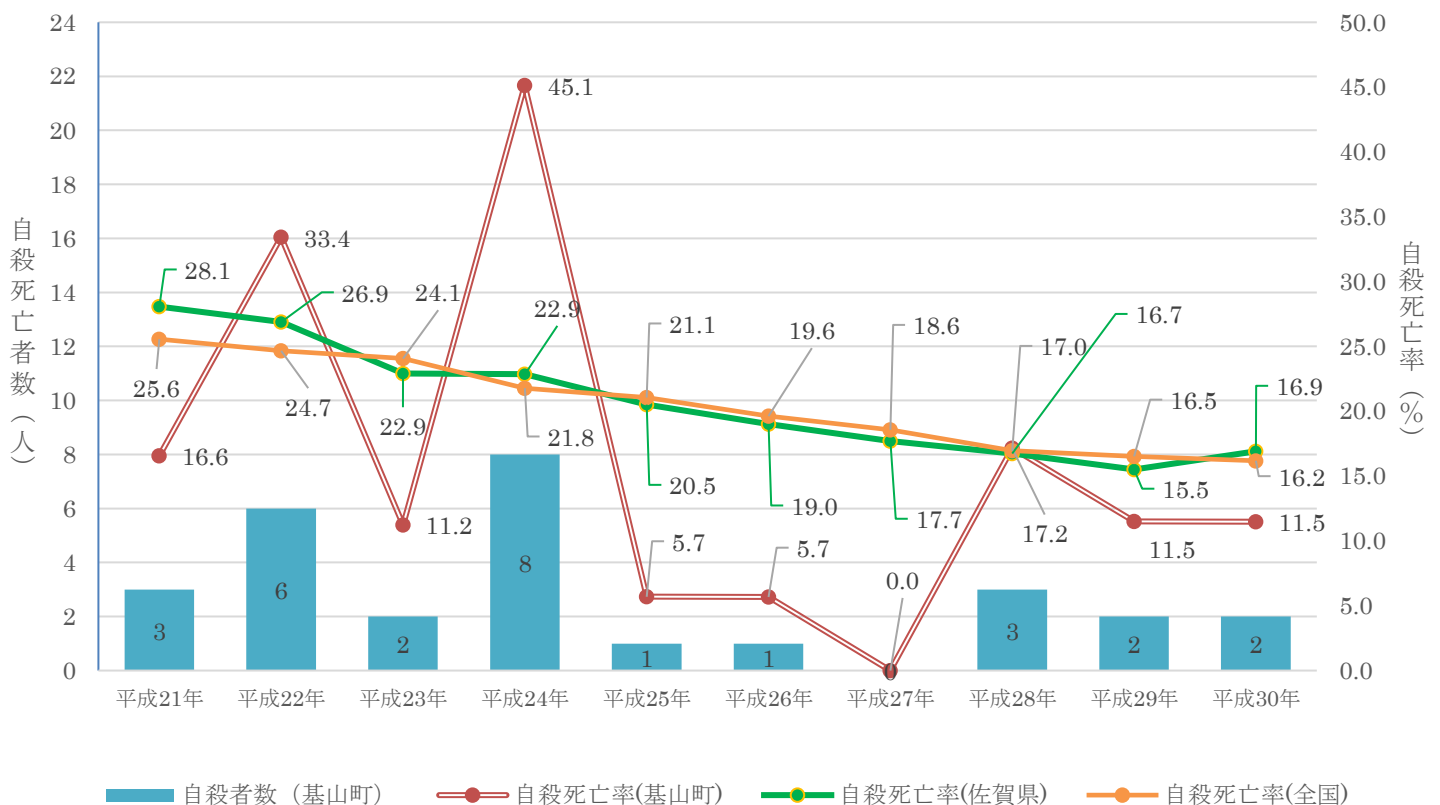
## 第2章

## 統計からみる基山町の自殺の現状

### 1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移

平成21年から平成30年までの本町の自殺者数を見ると、10年間で28人の方が亡くなっています。平成22年には6人、平成24年には8人の方が亡くなっていますが、近年は1人から3人で推移しています。

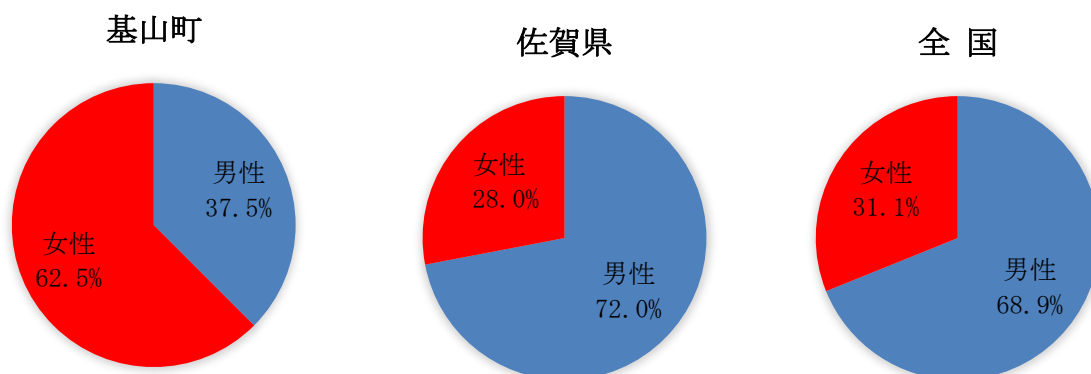
また、人口10万人あたりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率を見ると、全国及び佐賀県の数値は年々減少傾向にあります。本町の自殺死亡率はおおむねそれらを下回っている状況にありますが、自殺者を1人でも減らすために、今後も対策が必要となります。



【出典】 「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

## 2. 自殺者の性別割合

平成 26 年から平成 30 年までの本町の自殺者の性別割合を見ると、男性が 37.5%、女性が 62.5%となっています。一方、佐賀県及び全国においては、男性が約 70%、女性が約 30%の割合となっています。



【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

## 3. 自殺リスクが高い対象群

平成 26 年から平成 30 年までの本町の自殺者の性別・年齢・職業・同居人の有無により区分したもので比較すると、自殺者が最も多い区分が「女性 60 歳以上無職独居」で、次いで「男性 60 歳以上無職独居」となっています。

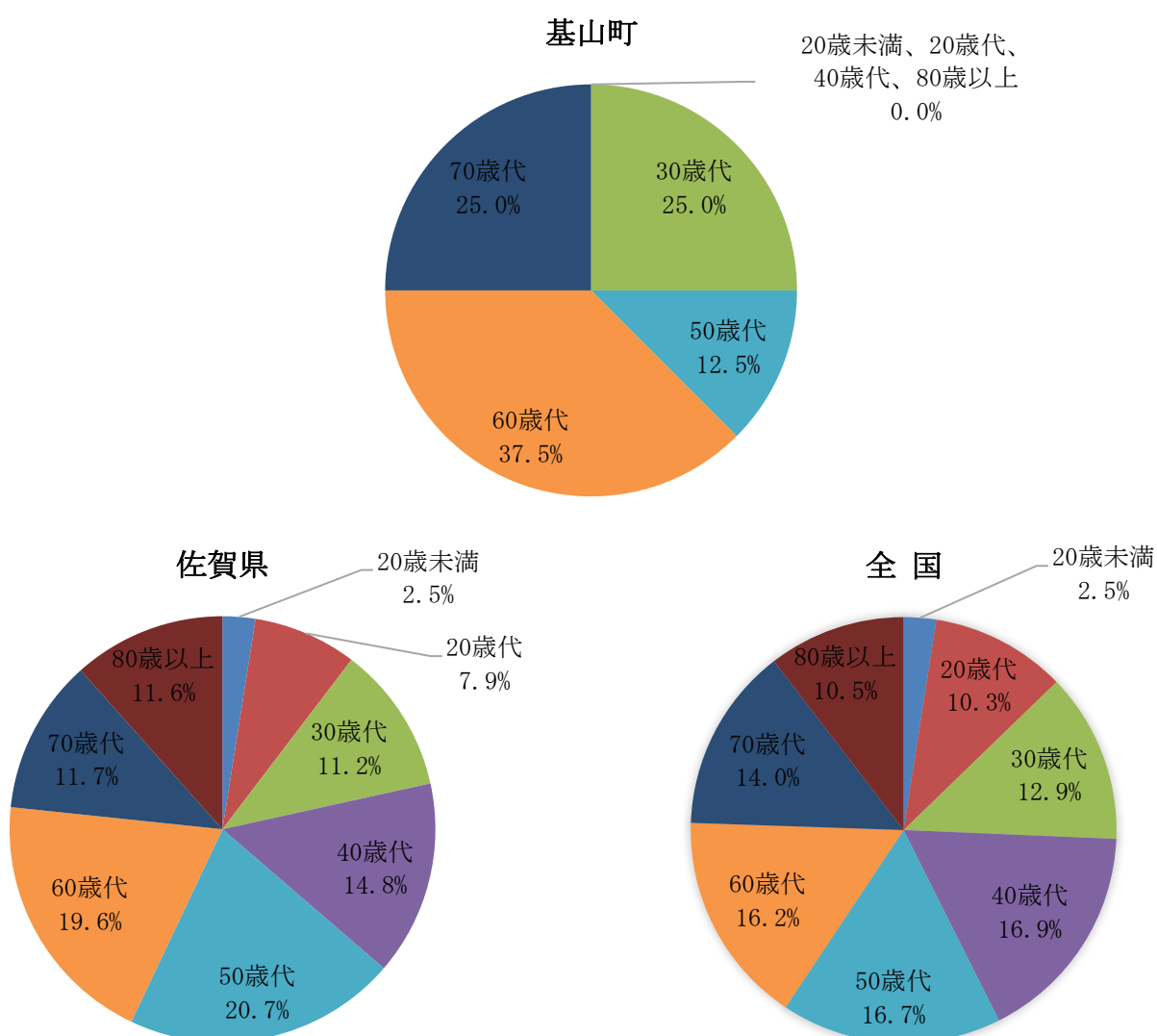
上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 女性 60 歳以上無職独居	2	25.0%	109.8	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位: 男性 60 歳以上無職独居	1	12.5%	180.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位: 男性 20~39 歳無職同居	1	12.5%	71.7	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4 位: 女性 20~39 歳無職同居	1	12.5%	29.7	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5 位: 男性 60 歳以上有職同居	1	12.5%	19.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）において特別集計  
順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。  
\*自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした。

## 4. 年代別自殺者数の割合

平成 26 年から平成 30 年までの本町における年代別自殺者数の状況を見ると、60 歳代が 37.5%と最も高く、次いで 30 歳代、70 歳代の 25.0%、50 歳代の 12.5%となっています。佐賀県及び全国においては、40 歳代から 60 歳代の割合が多く、全体の約半数を占めています。

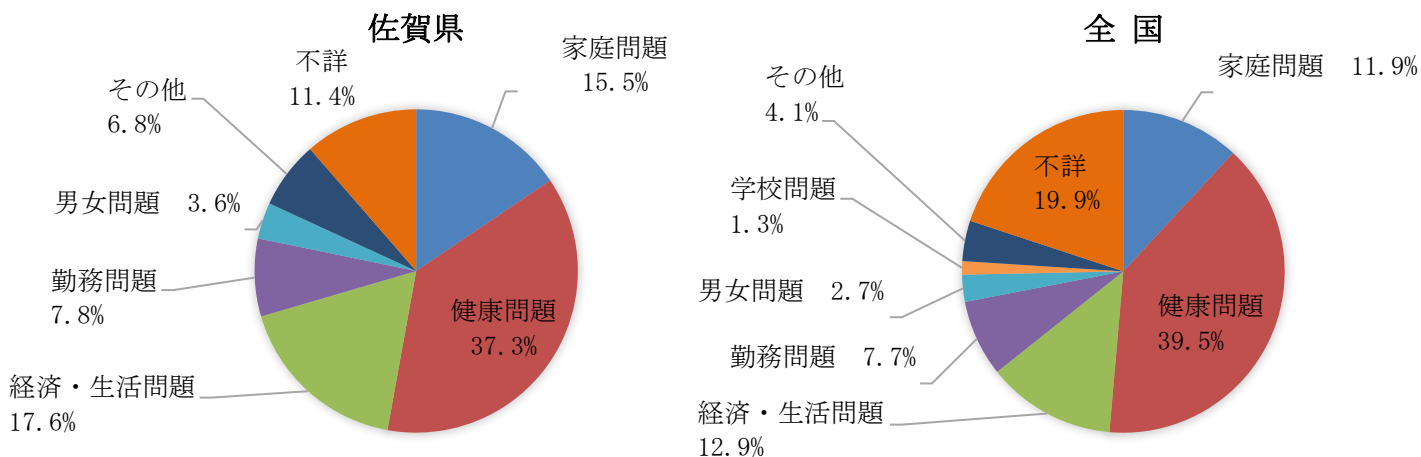


【出典】 「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

## 5. 自殺の原因及び動機

自殺の多くは、多様で複雑な原因を有し、様々な要因が絡み合っ起こります。佐賀県及び全国の自殺者の原因及び動機を見ると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題が多くなっています。

※本町の数値については、総数が少ないため、個人情報保護の観点から公表していません。

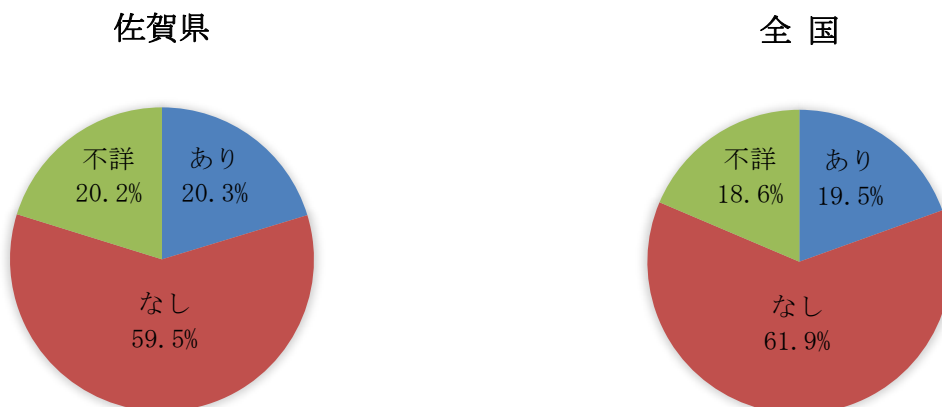


【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）

## 6. 自殺者における自殺未遂歴

平成26年から平成30年までの佐賀県及び全国の自殺者の自殺未遂歴は約20%となっており、自殺者の5人に1人が過去に自殺未遂を凶っています。自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことは、自殺者を減少させるための最優先の課題です。

※本町の数値については、総数が少ないため、個人情報保護の観点から公表していません。



【出典】「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」（厚生労働省）



## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

---

第5次基山町総合計画の基本理念の1つである「心豊かな人と人との関係づくり」及び第2期基山町地域福祉計画の基本理念である「～集い ふれあい 助け合い～『みんなで創る 心豊かな支え合いのまち きやま』」に基づいて、人と人との世代、分野及び組織等を超えてつながり、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に取り組むことで、町民が生きる喜びを共有でき、「いのちを大切にし、みんなで支えあう町」を目指して計画を推進するものとします。

### 2. 基本方針

---

本町では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、以下の4点を自殺対策における「基本方針」として掲げます。

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進する

生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組を推進することで、社会全体の自殺のリスクを低下させます。また、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員した支援を行います。

#### (2) 関係機関が連携して総合的に施策に取り組む

自殺の要因は複数で、かつ複雑に関係しているため、様々な分野の「生きる支援」が必要になります。そのためには、関係機関等が緊密に連携し、総合的に施策に取り組まなければなりません。また、支援にあたる人々が、それぞれの自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、相互に連携しながら対策に取り組めます。

### (3) 対応の段階及び支援レベルに応じた対策を推進する

自殺を考えるまでに至るにはいくつかの段階があります。そのため、自殺発生の危険性が低い段階においては、啓発等の「事前対応」を、自殺発生の危険が高い段階においては、そこへ介入する「危機対応」を図っていきます。また、自殺者の家族や関係者への「事後対応」も含め、それぞれの段階に応じて適切な施策を講じていきます。

自殺対策は、個人等に対して支援を行う「対人支援レベル」、支援者や関係機関同士の連携強化により支援の網からこぼれ落ちないようにするための「地域連携レベル」、更には、自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度レベル」の3つの支援レベルに分けられます。それぞれのレベルに応じた取組を果たすことで、総合的な自殺対策を推進します。

さらに、学校においては、児童生徒等を対象に「いのちを大切にできる教育」を推進します。

### (4) 啓発と実践を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ます。もし、その危機に陥った場合には、誰かに助けを求めることが適当であるという、地域全体の共通認識を育むために啓発活動を推進します。

また、町民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、相談できる人や機関へつなぎ、見守っていけるよう、教育活動等の実践活動を推進します。

## 3. 計画の数値目標

---

国の自殺総合対策大綱における数値目標は、平成27年の自殺死亡率18.5%を令和8年までには30%以上減少させ、13.0%以下にすることを目標として定めています。

このような国の方針を踏まえ、本町での自殺対策計画の目標値としては、平成30年の自殺死亡率11.5%を30%以上減少させ、令和2年から令和6年まで計画期間5年間の自殺死亡率を7.8%以下（年間の自殺者数を1人以下）にすることを目標として定めます。

## 第4章

## 自殺対策の取組

### 1. 基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体が取組む必要があるとされている施策のことです。本計画においては、次の5つの施策に取り組みます。

#### (1) 生きることの促進要因への支援

自殺のリスクを低下させるためには、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やすことが重要になります。そのため、相談・支援体制の整備及び居場所づくりに関する取組等、生きるための包括的な支援を推進していきます。

取組	内容	担当課
人権行政相談	人権上の問題に関する相談支援や行政機関のサービスや手続についての苦情や相談に応じた支援を行います。	総務企画課
消費生活相談	契約トラブルや多重債務問題など消費生活全般に関する相談支援を行います。	住民課
身体と心の健康相談	身体や心の健康についての相談を受け付けます。	健康増進課
子育てコンシェルジュ・育児相談	子育て中の保護者の方が安心して子育てできるように、育児の悩みや相談に応じ、さまざまな子育てサービスの情報を提供します。また、ひとり親家庭や母・父子福祉に関する相談を受け付けます。	健康増進課 こども課
心配ごと相談	日常生活における悩みや心配ごとに関する相談を受け付けます。	福祉課
女性総合相談	DV被害等、女性に関する総合的な問題（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援施策の推進）に関する相談を受け付けます。	福祉課
障がい児・者相談	障がい児・者の福祉、医療及び生活全般に関する相談を受け付けます。	福祉課

介護相談	高齢者の福祉、介護及び生活全般に関する相談を受け付けます。	福祉課
生涯学習の推進	町民の興味や関心に応じた、文化・スポーツ等に関する学びや交流の活動環境を整え、生涯学習を推進します。	まちづくり課
子どもの居場所づくり	学校外の時間を使い、軽スポーツや工作、屋外炊飯体験などを行い、友達や地域の人たちとのふれあいを深め、子どもが安心して過ごせる居場所を確保します。	こども課
介護予防サポーター養成講座	町内で行われている介護予防活動を支援するボランティア活動を行っています。高齢者の社会参加の促進を図ります。	福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、地域の中で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を増やし、安心して過ごせる地域づくりを行います。	福祉課

## (2) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、過労、生活困窮、いじめや孤立、育児や介護疲れなど多種多様な社会的要因が関係しています。それらに適切に対応するために、関係機関や民間団体等と連携を図り、ネットワークを強化することで、実効性のある施策を推進していきます。

取組	内容	担当課
関係機関等との連携強化	関係機関や民間団体等と連携し、自殺対策を総合的に推進するため、庁内外の関係機関や専門家等で構成する基山町自殺対策連絡協議会（仮称）を設置します。	福祉課
庁内部署との連携強化	庁内各課で連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、関係課で構成する基山町自殺対策推進会議を必要に応じて開催します。併せて、各課の相談事業や調査事業等を通して、支援の必要な方の早期発見・早期対応に努めます。	福祉課
自殺対策コアメンバー会議の開催	自殺発生の危険が高い段階の方を発見した際に、緊急的に庁内外の関係機関等を招集し、対応方法の検討及び支援を図ります。	福祉課

### (3) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインにいち早く気づき、必要な相談・支援機関につなぐ役割を担う人材の養成及び資質の向上を図ります。

取組	内容	担当課
町職員に対する自殺対策に関する研修会の実施	庁内の窓口業務や徴収業務等の際に、自殺のサインに気づくことができるよう、また、全庁的に自殺対策を推進していく意識を高めるため、職員を対象とした研修会を開催します。	福祉課
関係機関に対するゲートキーパー養成研修会の実施	民生委員・児童委員をはじめ、関係機関へのゲートキーパー養成研修会を実施し、地域の自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図ります。	福祉課

### (4) いのちを大切にせる教育

学校における教育活動としての位置づけのもと、生きるための包括的な支援として、困難やストレスに直面した児童生徒が、ストレスへの対処や他者に助けを求める方法を身に着けるための教育を推進します。併せて、児童生徒の自殺予防につながるための環境づくりを推進します。

取組	内容	担当課
SOSの出し方に関する教育の推進	児童生徒が、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかについて、具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、辛いときや苦しいときには周りに助けを求めても良いということを教える教育を推進します。	教育学習課
教職員に対するゲートキーパー養成研修会の開催	教職員に対し、子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止め、対応するか等についての理解を深めるために研修会を開催します。	教育学習課 福祉課

## (5) 町民に対する啓発と周知

自殺を考えている人は、何かしらのサインを発しています。自殺を防ぐためには、サインを発している本人や、そのサインに気づいた周囲の人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。そのため、チラシや広報媒体等を活用した啓発及び周知活動を推進していきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くために啓発活動を推進します

取組	内容	担当課
チラシの配布	自殺予防・早期発見のためのサイン、相談窓口等を記載したチラシを配布し、啓発を推進します。	福祉課
イベントでの啓発活動	ふ・れ・あ・いフェスタ等のイベント会場にて、啓発グッズやチラシを配布し、啓発を推進します。	福祉課
広報媒体を活用した啓発活動	自殺予防週間（9月10～16日）や自殺対策強化月間（3月）に合わせて、町の広報誌やホームページに自殺対策に関する情報を掲載し、施策の周知及び理解促進を図ります。	福祉課
自死遺族への支援	自死遺族の心理的ケアを行うため、自死遺族支援わかち合い「ハートの海」（社会福祉法人佐賀いのちの電話）や佐賀自死遺族を支援する会「おあしす」等各種相談先の情報周知を図ります。	福祉課
無料職業紹介所と連携した啓発活動	町の無料職業紹介所と連携し、町内の事業所訪問等の際に、自殺対策やワークライフバランスに関する啓発を推進します。	産業振興課

## 2. 重点施策

本町では、平成26年から平成30年までの5年間で8の方が自殺により亡くなっています。そのうちの6の方が50歳代以上となっています。また、自殺リスクが高い対象群においては、無職者の自殺リスクが高くなっています。自殺総合対策推進センターが作成した、「基山町地域自殺実態プロファイル」においても「高齢者」、「無職者・失業者・生活困窮者」、「子ども・若者」に関わる自殺対策の取組が本町の課題とされており、次の3つの施策を本計画における重点施策として実施します。

### (1) 高齢者に対する施策

高齢者の自殺を予防するためには、孤立をさせないことが重要であり、そのために地域や家庭で見守り、相談できる支援体制の確保、社会参加の促進、生きがいや役割を持って生活できる地域づくりが必要となってきます。

また、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが重要になるため、行政サービス及び民間団体の支援を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策を推進します。

取組	内容	担当課
自立支援ケア会議	地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるように地域の課題や多職種協働による個別事例の検討などを通して、高齢者の生活支援を行います。	福祉課
高齢者見守りネットワーク事業	郵便局やガス会社などの定期的に高齢者宅を訪問する事業者が、高齢者らの異変を察知した場合、町に連絡し、必要な支援につなげます	福祉課
高齢者の居場所づくり	通いの場や筋力アップ教室、介護予防教室などの各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を確保します。	福祉課
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、日常生活の不安を解消します。	福祉課
食の自立支援事業	高齢者に対し、栄養のバランスのとれた弁当を訪問して届けることにより、安否確認と健康状態の異常等の早期発見や孤独感の解消に努めます。	福祉課

## (2) 無職者・失業者・生活困窮者に対する施策

無職者・失業者においては、経済的な問題以外にも健康問題、人間関係等の問題を抱えている場合が多く、働く世代の無職者や年金生活者の自殺死亡率が高くなっていることから幅広い支援が必要となっています。

生活困窮者においては、生活困窮者自立支援制度があり、自立相談支援事業を中心に他の制度や関係機関との連携により、様々な相談及び案件に対応し、包括的な支援を図っていきます。

取組	内容	担当課
職業紹介事業	生活困窮者や無職者に対し、要望に即した職業を紹介し、就職の支援を行います。	産業振興課
中小企業 小口資金貸付事業	融資の機会を通して経営状況を判断し、経営難などにより自殺のリスクが高まっている者の情報を把握することにより、適切な支援へつなげます。	産業振興課
生活困窮者 自立支援事業	借金問題やひきこもり等の生活上の困りごとに対し、相談支援員が一緒になって課題の解決に取り組みます。また、必要に応じて専門機関へつなぐ支援を行います。	福祉課
生活保護事業	生活に困窮している人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の自立を助長します。	福祉課



### (3) 子ども・若者に対する施策

子どもや若者が自殺に追い込まれる要因としては、学校における人間関係や家族との関係等様々な背景が考えられます。自殺リスクを低下させるために、学校生活や家庭の中での不安の解消や、困難やストレスに直面した児童生徒がストレスへの対処や周りに助けを求める方法を身に着けるための教育活動を推進していきます。

また、若者に関する自殺対策は、ライフスタイルや生活の場に応じた取組が求められます。特に、妊産婦が自殺に追い込まれる要因としては、ホルモン分泌の変化や子育てへの不安による産後うつが考えられます。これを防ぐために、訪問や健診を通じた早期発見・早期対応及び継続的な支援を実施していきます。

取組	内容	担当課
学級支援事業	特別な支援が必要な児童生徒の学級生活をサポートする補助員を各学校に配置することで、学級生活における不安を解消します。	教育学習課
就学援助事業	安心して平等に教育が受けられるように、低所得家庭の児童生徒に対し、必要な学用品等の援助を行い、教育に関する不安を解消します。	教育学習課
教育相談体制の拡充	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に配置し、学校生活や心の健康に関する相談体制と環境の充実を図ります。	教育学習課
母子保健事業	乳幼児健診や乳児相談、育児訪問など母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関に繋げるなど、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	健康増進課
子育て世代包括支援センター事業	母子保健や育児、子育てに関する様々な悩みに保健師等が専門的な見地から総合的に対応し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない相談支援を行います。	健康増進課
周産期の支援	妊娠・子育てに関する不安を解消するための相談事業である産前産後サポート事業や、うつ状態の早期発見のための産婦健診、ハイリスク産婦への産後ケアを行い、産後うつ予防の支援を行います。	健康増進課

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 推進体制

---

#### (1) 基山町自殺対策連絡協議会（仮称）

関係機関や民間団体等と連携し、自殺対策を総合的に推進するため、庁内外の関係機関や専門家等で構成する基山町自殺対策連絡協議会（仮称）を設置します。

#### (2) 基山町自殺対策推進会議

自殺対策を庁内各課で連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、関係課で構成する基山町自殺対策推進会議を必要に応じて開催します。

#### (3) 自殺対策市町等担当国会議

佐賀県内の全市町の担当者が、佐賀県の自殺の現状や各市町の自殺対策の取組に関する情報共有を行い、地域の現状に応じた自殺対策を推進します。

### 2. 各主体の役割

---

#### (1) 町の役割

町民の身近な存在として、相談窓口の拡充と周知、個別支援の実施等、自殺対策に係る主要な推進役を担います。なお、本計画の所管課は福祉課とします。

#### (2) 関係機関・民間団体の役割

自殺の要因は多種多様です。それぞれの関係機関が活動内容の特性に応じて積極的に自殺対策に参画する必要があります。また、他の機関及び団体と連携・協働の下、自殺対策の推進に取り組みます。

#### (3) 町民の役割

町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合には、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「寄り添いながら必要な相談先につなぐ」といった取組で、自殺対策を推進し、誰も自殺に追い込まれることのない町を一丸となって目指します。

# 【 資 料 編 】

# 自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

## 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

## 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

##### (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

##### (会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

##### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

##### (内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二七年九月一日法律第六六号抄]

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)



第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

## 基山町自殺対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策を総合的に推進することを目的として、庁内関係部署の緊密な連携と協力をを行うために、基山町自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 計画（自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき策定する基山町自殺対策計画をいう。第5条において同じ。）の策定及び変更の原案作成に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の共有に関すること。
- (5) その他自殺対策の実施のための検討を要すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副町長をもって充て会務を総理する。
- 3 副会長は、総務企画課長をもって充て会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、町長が必要と認めるときは、職員のうちから、別に委員を任命することができる。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (作業部会)

第5条 推進会議に、計画に関し必要な事項を分掌させるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会についての必要な事項については、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月10日訓令第1号)

この訓令は、令和2年1月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

健康増進課長
福祉課長
こども課長
産業振興課長
まちづくり課長
教育学習課長

## 基山町自殺対策計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により基山町自殺対策計画（以下「計画」という。）を策定するため、基山町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 自殺対策の基本理念及び目標に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

2 委員会は、計画の案を策定し、町長に提言する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種関係団体代表者
- (5) 行政関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 会長は、委員会の会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼金)

第9条 町長は、委員の活動に要する費用として、予算の範囲内で謝礼金を支給することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行後、最初に行う会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成31年3月1日告示第4号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。



## 基山町自殺対策計画

---

発行年月日：令和2年3月

発行者：基山町 福祉課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

TEL：0942-92-7964 FAX：0942-92-7184